

○一般社団法人量子フォーラム情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人量子フォーラム（以下「当法人」という。）の定款第59条第2項の規定に基づき、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的として、当法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めるものとする。

（情報公開管理責任者の設置）

第2条 当法人は、情報公開に関する事務を統括するため、情報公開管理責任者を置く。

- 2 情報公開管理責任者は、当法人の情報公開、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に定める書類の備置き、閲覧及び謄写等の実施及び運用に当たっては、本規程の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 情報公開管理責任者は、個人情報管理責任者（当法人個人情報保護規程参照。）がこれを兼務する。

（利用者の責務）

第3条 当法人の情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の事務）

第4条 当法人の情報公開に関する事務は、情報公開管理責任者の管理の下、事務局が行う。

- 2 情報公開の請求に関する受付の事務を行う窓口（以下「情報公開窓口」という。）を事務局に設置する。
- 3 情報公開窓口は個人情報保護窓口（当法人個人情報保護規程参照。）を兼ねるものとする。

（情報公開の方法）

第5条 当法人の社員総会及び理事会の議事録、並びに会計帳簿及び計算書類の備置き及び閲覧等については、一般法人法に定めるところにしたがうものとする。

- 2 当法人の貸借対照表は、一般法人法に定めるところにしたがい、当法人のウェブサイト上不特定多数の者が提供を受けられる状態に置くものとする。
- 3 前項のほか、当法人の資料のうち、次に掲げるものは当法人のウェブサイトにて公開するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員規約
 - (4) 守秘義務規程
 - (5) 知財取扱規程
 - (6) 著作権取扱規程
 - (7) 個人情報保護規程
 - (8) 情報公開規程
 - (9) 社員総会規程
 - (10) 理事会規程
 - (11) 事業報告書
 - (12) 決算報告書
 - (13) 上記以外の資料で、公開の申出を受け、公開が必要と理事会が認める資料
- 4 前項の公開においては、同項第1号ないし第10号に掲げる資料については最新の資料を、第11号に掲げる資料については直近の過去3年度分の資料を、また第12号に掲げる資料については理事会が必要と認める範囲の資料をそれぞれ公開する。

(変更)

第6条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

本規程は、令和2年1月28日より施行する。

本規程は、令和6年6月27日に改定し、同日より施行する。